

# 主要国における B S E 対策の概要

		日本	米国	EU
B S E 検 査	健康牛	21か月齢以上の牛 すべて (17年8月～)	-	30か月齢超の牛 すべて(注)
	死亡牛	24か月齢以上の牛 すべて	一部 (30か月齢以上)	24か月齢超の牛 すべて(注)
SRM(特定部位)除去		全月齢の頭部、脊柱、脊髄、 回腸遠位部	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三 叉神経節、脊髄、眼、脊柱	全月齢の十二指腸～直腸、 腸間膜、扁桃 30か月齢超の脊柱 12か月齢超の頭部、脊髄
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物、豚、鶏に給与 禁止	30か月齢以上の牛由来の脳・ 脊髄等について、反すう動物、 豚、鶏に給与禁止(2009年 4月より施行)	反すう動物、豚、鶏に給与 禁止
月齢の判別方法		牛トレーサビリティシステム	牛の出生情報の記録又は歯 列による判別	牛トレーサビリティシステム

注：2009年1月1日より、EU内の一定の条件を満たした国については、検査対象月齢を48か月齢超へと変更することが可能となった。